

愛川ジュニアバドミントンクラブ規約

1章 名称および事務局

第1条 クラブの名称を、愛川ジュニアバドミントンクラブとする。

第2条 事務局は、総会で年度毎に選出されたマネージャー(クラブ会員の保護者)とする。

2章 目的

第3条 本クラブの目的を以下のように定める。

1. バドミントンの技術の向上をめざす。
2. バドミントンを通じて、心身を鍛え、これからの社会を担う子供たちの人間性や社会性を育てる。
3. その他、クラブの目的を達成するために愛川町スポーツ少年団に加盟し、スポーツ少年団の主催する他団体との交流会や地域へのボランティア活動にも参加する。

3章 運営と役員

第4条 運営

本クラブはクラブ員の保護者によって運営される。

第5条 役員

以下に本クラブの役員を定める。

1. 監督
2. 指導者(コーチ)
3. マネージャー(保護者1~2名)・・・事務局担当
4. スポーツ少年団(保護者1名)
5. 神奈川県小学生バドミントン連盟理事(保護者1名)
6. 会計(保護者1名)
7. 会計監査(保護者1名)

第6条 役員会

3章第5条に定める役員は、毎月1回の役員連絡会を行い、クラブ運営を円滑に行うよう勤める。

第7条 役員の任期

3章第5条に定める役員(マネージャー・スポーツ少年団・連盟理事・会計・会計監査の5役)の任期は原則1年間とし、総会にて承認され、翌年の総会新役員承認までとする。ただし、再任は妨げない。

4章 入会と入会期間

第8条 本クラブの入会は、本クラブの目的に賛同する者で、原則として小学校5年生以下とする。

第9条 入会期間は、小学校6年生になった年度の3月31日までとする。

第10条 監督または指導者(コーチ)が必要と認めるときは、愛川ジュニアを卒業したクラブ員を練習会に参加させることができる。

5章 責任

第11条 本クラブの運営上の責任は、クラブ員保護者にあるものとする。

第12条 本クラブ活動中の児童の事故については、応急措置は施すが、本クラブはそれ以降の責任を一切もたないものとする。

6章 保護者の付き添い

第13条 本クラブの活動に小学校低学年以下及び、チーム側で必要と判断した児童は、原則保護者同伴とする。しかし、監督・指導者(コーチ)の判断にて低学年以下でも付き添い不必要と判断する場合もある。

第14条 同伴する保護者は児童が監督・指導者(コーチ)の指導に従い、怪我などの事故が起こらないよう勤めなければならない。

第15条 都合により同伴できない場合は、監督・指導者(コーチ)およびマネージャー・鍵当番の了承を得なければならない。但し、自主練習は保護者付き添いが原則となる。

7章 総会

第16条 総会は年1回以上、3章第5条に定める役員とクラブ員の保護者によって開催する。

第17条 本クラブの運営に関わる諸問題はマネージャーの召集によって臨時総会を開き、3章第5条に定める役員およびクラブ員保護者の話し合いによって決定する。

8章 会費と会計年度

第18条 会費は、定期総会にて承認された予算案にもとづいた金額とする。

第19条 会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第20条 会費は主にクラブ運営費に当てる。

運営費内訳は、シャトル代、連盟理事登録費および連盟会議への交通費、監督・指導者(コーチ)の交通費補助金、とする。ただし、監督・指導者(コーチ)への交通費補助金は、5,000円(一人/一月)を上限とする。

○ 本規約は、平成20年12月20日より施行する。

○ 平成22年4月25日 改訂

○ 平成27年4月19日 改訂